

宗像市介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業
従前相当通所サービス

ケアポート玄海デイサービスセンター

ご利用のしおり

<重要事項説明書>

令和 7 年 4 月版

—高齢者の自立と尊厳を支え、福祉と医療を通して地域社会に貢献する—

社会福祉法人 柏芳会記念福祉事業会

〒811-3501 福岡県宗像市神湊118番地2

特別養護老人ホーム ケアポート玄海 ユニット棟1階

0940-62-4314 (直通)

社会福祉法人 柏芳会記念福祉事業会
ケアポート玄海デイサービスセンター

宗像市介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業
従前相当通所サービス 重要事項説明書

当事業所は、宗像市介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業における従前相当通所サービスの提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 柏芳会記念福祉事業会
主たる事務所の所在地	〒811-3501 福岡県宗像市神湊字堀田 1 1 8 番地 2
代表者（職名・氏名）	理事長 井村 洋
設立年月日	平成 6 年 1 2 月 1 5 日（福岡県知事認可）
電話番号	0 9 4 0 - 6 2 - 4 3 1 2 【代表】

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ケアポート玄海デイサービスセンター	
サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業 従前相当通所サービス	
事業所の所在地	〒811-3501 福岡県宗像市神湊字堀田 1 1 8 番地 2	
事業所の管理者	施設長 高瀬 修治	
電話番号	0 9 4 0 - 6 2 - 4 3 1 4	
指定年月日・事業所番号	令和 2 年 4 月 1 日	4074700032
通常の事業の実施地域	宗像市	
建物の延べ床面積	1 9 9 9 . 4 m ²	
建物概要	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 1 階	

3. ご利用事業所の主な設備の概要

食堂・機能訓練室	106.59㎡
静養室	5.09㎡
相談室	
畳部屋	
浴室	

4. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

(2) 運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、宗像市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ・従前相当通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ・上記のほか、宗像市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

ケアマネジメント	アセスメント ⇒ケアプラン原案作成 ⇒ご自宅にてサービス担当者会議 ⇒利用者への説明・同意 ⇒ケアプラン確定・交付【利用者・サービス提供者へ】 ⇒サービス利用開始 ⇒モニタリング【給付管理】
----------	--

5. 提供するサービスの内容

身心機能の維持回復、生活機能の維持向上を目指します。
(体操、レクリエーション、入浴、食事(実費負担)など)その他、必要に応じ運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上などのメニューも追加で実施します。

- ・レクリエーション

毎月お渡しするプログラムに沿って、皆様方と一緒に楽しみいただきます。

- ・食事

指定通所介護事業にてお出ししております食事をご提供させていただきます。

- ・入浴

実費負担になりますが、利用者様の希望により入浴が可能となります。なお、入浴を希望される際には、サービス提供者による介助は行いません。

- ・送迎

原則として、送迎は行います。

6. 営業日時

営業日	毎週月～金曜日(土曜・日曜休み) ただし、年末年始(12月31日から1月3日)を除きます。
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時30分～午後4時35分

※年末年始の期間は休業いたします。予めご了承下さい。

7. 従業者の職種、員数及び職務の内容

〈主な職員の配置状況〉

職種	現員数	配置状況
1. 施設長（管理者）	1名	特別養護老人ホーム等 施設長と兼務
2. 介護職員	4名	常 勤：1名（うち1名看護職員と兼務） 非常勤：3名
3. 生活相談員	2名	常 勤：2名（うち1名事務員と兼務）
4. 看護職員	2名	常 勤：2名（うち1名機能訓練指導員と兼務） （うち1名介護職員と兼務）
5. 機能訓練指導員（兼務）	1名	常 勤：1名（看護職員と兼務）
6. 事務員	1名	常 勤：1名（生活相談員と兼務）

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

8. 利用料等

○従前相当通所サービス利用料

利用者の要介護度	基本単位	利用料	利用料負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
事業対象者【要支援1】	1,798	17,980円	1,798円	3,596円	5,394円
事業対象者【要支援2】	3,621	36,210円	3,621円	7,242円	10,863円

注記

実際の支給限度額は金額ではなく「単位」で決められており、サービスの種類によって1単位あたりの単価が異なります。

上の表の区分支給限度額は利用できる金額の目安として、1単位あたり10円で計算しています。

介護保険の在宅サービスなどを利用する場合は、要介護状態区分別に、介護保険から給付される上限額（区分支給限度額）が決められています。利用者負担は、原則としてサービスにかかった費用の1割または2割・3割です。

～その他加算～

- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）所定単位数の1000分の90単位／月
介護職員等処遇改善加算は、施設サービスの所定単位数の合計に所定の率（90/1000）を乗じ、算出した単位数（少数点以下四捨五入）を加算いたします。

【注意】

※令和6年度介護報酬改定における『介護職員等処遇改善加算』のサービス別加算率（90／1000）については、厚生労働省が設定した割合【9.0％】となっております。

《加算の仕組み》

介護職員等処遇改善加算 ＝ （1月あたりの総単位数） × （サービス別加算率）
※介護職員等処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定対象外

総単位数 ＝ （サービス別基本サービス費） ＋ （各種加減算）
※区分支給限度基準額の算定対象

○介護職員等処遇改善加算

その他の費用	1日（回）あたりの費用	自己負担額
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） （注）	毎月算定単位の9.0％	毎月算定単位の9.0％の一割分

（注）【所定単位…所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数を算定した単位数の合計】

○その他の費用

	【内容】
食事	1回につき550円（おやつ代込み） 当日のご利用をキャンセルされた場合（体調不良等のやむを得ない場合でも）、食事代は全額負担とさせていただきます。前日までのキャンセルは対象になりません。前日の夕方17時30分までに受け付けた分に限りです。
レクリエーション	レク活動の内容によって材料代などの実費をお支払いいただきます。
理美容	理美容をご希望される方のみ料金をお支払いいただきます。

（３）支払い方法

料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．窓口での現金払い

イ．下記指定口座への振り込みも可能です。（振り込み手数料はご利用者にて負担をお願い致します）

銀行名：西日本シティ銀行 日の里支店
 預金種目：普通預金
 口座番号：1084771
 口座名義：ケアポート玄海デイサービスセンター 施設長 高瀬 修治

9. 緊急時における対応方法

- ・サービス提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。
- ・病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

10. 緊急時等の対応及び損害賠償について

施設内・外を問わず、従前相当通所サービスの提供によりご契約者が事故にあわれた場合は、速やかにご家族へご連絡するとともに、介護保険の保険者である市町村等にも連絡をし、必要な措置を講じます。

また、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

11. 非常災害対策

当事業所では、火災・地震等の非常災害に備え、年2回以上、地元消防署の協力のもと、避難・救出・消火・通報等の総合訓練を行っております。

12. 苦情相談窓口

(1) 当事業所におけるご苦情等の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。ご遠慮なくお申し出下さい。施設外の第三者の方にも直接、申し出ることができます。

窓口担当者 (施設の職員)	所 長 吉村 真己 (よしむら まき) 事務次長 福島 直樹 (ふくしま なおき)
第三者委員 (施設外の方)	木場 しのぶ (こば しのぶ) 【電話】 0940-62-6899 吉村 好弘 (よしむら よしひろ) 【電話】 090-4586-6940
受付時間	毎週月曜日 ～ 土曜日 (10:00～16:00)
受付方法	口頭： 担当者又は職員へお申し出下さい。 住所： 福岡県宗像市神湊118番地2 電話番号： 0940-62-4312 FAX 番号： 0940-62-4405 メールアドレス： genkai-p01@aso-group.co.jp 投函： ロビーに苦情受付箱を設置しています。 匿名希望の方もご遠慮なくご利用ください。

(注) お急ぎの場合等には、受付時間外でも受付致しますが、担当者不在等のため、十分な対応ができないこともございます。その際には誠に恐縮ですがご容赦願います。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

苦情等は、次の機関でも受け付けています。

市町村・区役所 介護保険担当課	《宗像市在住の方》 宗像市 介護保険課 介護保険係 所在地：〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号 電話番号：0940-36-4877（介護保険係） FAX 番号：0940-36-2410 メールアドレス：kaigo@city.munakata.fukuoka.jp 宗像市 高齢者支援課 地域包括ケア推進係 所在地：〒811-3492 宗像市東郷1丁目1番1号 電話番号：0940-36-1285 FAX 番号：0940-36-2410 メールアドレス：kaigo@city.munakata.fukuoka.jp 《福津市在住の方》 福津市 健康福祉部 高齢者サービス課 介護保険係 所在地：〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号 電話番号：0940-43-8191 FAX 番号：0940-34-3881 メールアドレス：koreisha@city.fukutsu.lg.jp ※その他の方はご在住の市町村・区役所の介護保険担当課又は広域連合まで
福岡県国民健康保険団体連合会	所在地：〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話番号：092-642-7859 FAX 番号：092-642-7856 受付時間：8：30～17：00（土、日、祝日は除く）
福岡県運営適正化委員会 （福岡県社会福祉協議会）	所在地：〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7 クローバープラザ4階（東棟） 電話番号：092-915-3511（代表） FAX 番号：092-584-3790 受付時間：9：00～17：00 相談日：火曜日～日曜日 ※第4月曜日を除く月曜日（祝日の場合はその翌日）、お盆、年末年始は休み

介護サービス情報の公表について

「介護サービス情報の公表」制度の通知により、当施設では第三者による調査を受けています。これらの情報は、厚生労働省の介護事業所・生活関連情報検索『介護サービス情報公表システム（福岡県）』などのホームページでご覧いただくこともできます。

※介護サービス情報公表システム

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/> （全国版）

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/40/index.php> （福岡県版）

※当施設は「福祉サービス第三者評価」を受けておりません。

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- ・ サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- ・ 他の利用者のご迷惑になるような行為は慎むようお願いします。
- ・ 体調不良等によりサービスを利用できなくなった際は、できる限り早めに当事業所へご連絡ください。

14. 個人情報保護の基本方針と利用目的について

個人情報保護の基本方針

社会福祉法人柏芳会記念福祉事業会（以下「当法人」という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

当法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知又は公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 当法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ秘密保持契約を提携した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2. 個人情報の安全性確保の措置

- ① 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規定類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、または毀損の予防及び是正のため、当法人内において規定を整備し安全対策に努めます。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除等への対応

当法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、当法人の個人情報相談窓口電話（０９４０－６２－４３１２）までお問い合わせください。

4. 苦情の処理

当法人は、個人情報取り扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。

なお、この個人情報保護方針は、当法人の運営する施設内にて掲示いたします。

社会福祉法人 柏芳会記念福祉事業会
理 事 長 井 村 洋

個人情報保護の利用目的

社会福祉法人柏芳会記念福祉事業会が運営する介護保険総合福祉施設「ケアポート玄海」（併設のケアポート玄海介護保険相談室を含む）（以下「当施設」という）では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。予め利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設内部での利用目的

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 事故等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護事業者等へ情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ その他の業務委託
 - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

【上記以外の利用目的】

1. 当施設内部での利用に係る利用目的

- ① 当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 介護サービスや業務の維持・管理の基礎資料
 - ・ 当施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 当施設において行われる事例研究

2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 当施設の管理運営業務のうち外部監査機関への情報提供

社会福祉法人 柏芳会記念福祉事業会
理 事 長 井 村 洋

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項を説明しました。

事業者	所在地	福岡県宗像市神湊字堀田 1 1 8 番地 2	
	法人名	社会福祉法人 柏芳会記念福祉事業会	
	事業所名	ケアポート玄海デイサービスセンター	
	代表者職・氏名	施設長 高瀬 修治	印
	説明者職・氏名		印

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供を受けることに同意しました。

契約者 ご住所
【利用者】

ご芳名 印

代筆者 契約者【利用者】とのご関係（ ）

ご芳名 印

家族代表者

契約者代理人 契約者【利用者】とのご関係（ ）

ご住所

ご芳名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。
